

## ■ 抵当権抹消関係書類再交付申請～抵当権抹消手続きの流れ

### 1.【書式選択図】より申請書を選択

使用する申請書につきましては【書式選択図】をご覧ください。

### 2.『抵当権抹消関係書類再交付申請書』の記入及び申請に必要な提出書類の準備（申請人）

役所及び法務局において入手していただく書類等があります。詳しくは申請書裏面をご覧ください。

※旧公庫名義から機構名義に移転登記が未了の抵当権（平成19年4月1日以降完済したもの）の場合、お客さまご自身かお客さまが委任される司法書士により抵当権抹消登記前に抵当権移転登記をする必要があります。抵当権移転登記に必要な書類を抵当権抹消関係書類と一緒に送付させていただきます。

### 3.機構(抹消書類再交付業務担当)へ郵送（申請人）

機構への郵送料はお客さまのご負担になります。（返信用封筒を同封する必要はありません。）

【送付先】〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号  
住宅金融支援機構 抹消書類再交付業務担当

### 4.抵当権抹消関係書類の郵送（機構）

必要書類の到着を確認後、3週間程度で機構から申請書に記載の書類送付先へ抵当権抹消関係書類を送付します。

### 5.抵当権抹消手続き（申請人）

抵当権抹消手続きは登記所（法務局）で行います。抹消手続きに要する費用は、お客さまのご負担となります。

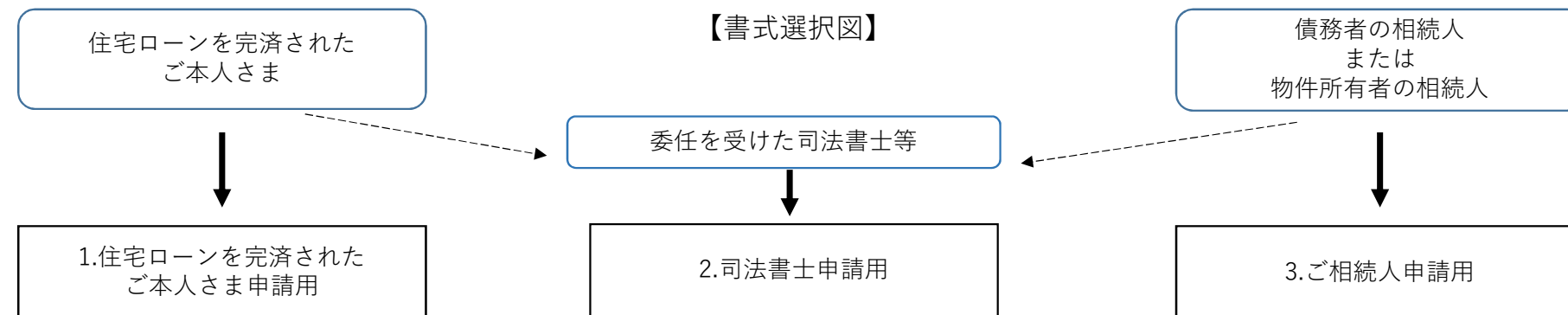
※完済時にお渡しした登記識別情報または登記済証が紛失等でお手元がない場合は、原則として事前通知制度での抹消手続きとなります。当該方式は抹消まで日数を要しますのでご承知おきください。

#### 事前通知制度とは

お客さまが抵当権抹消の事前通知制度での登記申請手続きを法務局で行った後、法務局は抵当権者である機構に抵当権抹消登記について同意しているか確認するために事前通知書面を送付します。機構は法務局が事前通知書面を発送した日から2週間以内に法務局に回答を行います。その後、法務局は、機構から返送された事前通知書面に基づき抵当権抹消登記を行います。（詳細は法務局にてご確認ください。）

## 6.登記完了証及び登記識別情報または登記済証の保管（申請人）

登記完了証等については、機構にご提出いただく必要はありません。保管等はお客さまご自身でなさってください。



該当番号の申請書類を印刷し、必要事項をご記入うえ、下記機構抹消書類再交付業務担当にご送付ください。

### 【送付先】

〒112-8570

東京都文京区後楽1丁目4番10号

住宅金融支援機構 抹消書類再交付業務担当

Tel:03-5800-9478（通話料はお客さま負担）